

平成 28 年度 第 1 回 公民館運営審議会 会議録

平成 28 年 7 月 8 日 (金) 14 時 00 分～

中央公民館 講座室 3

出席委員：萩原雅也 沼野伸子 深井利恵子 加嶋さおり 西田陽 井上菊信
阪口良晴 中野伸和 吉道治善 近藤和枝 井上誠一 秋田秀実 大西隆子
(敬称略)

出席職員：蕨内中央公民館長、西川浜手地区公民館長、西本山手地区公民館長
西出中央公民館長補佐

今年度は昨年度に委嘱した 13 名の第 32 期公民館運営審議会委員の 2 年目の任期となる。

西教育長及び前田教育部長が他の公務のため欠席により、蕨内中央公民館長(以下館長と表記)が挨拶。

(館長あいさつ)

本日は、平成 28 年度第 1 回公民館運営審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、公私ともにお忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。

また、日頃から、皆様にはそれぞれの分野で活躍され、公民館活動の振興や本市まちづくりの進展にご理解とご協力を賜りまして、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、はじめに、教育委員会をとりまく状況について、ご報告させていただきます。まず、教育委員会制度に変更がありまして、これまで以上に、市長が教育委員会との関わりを多く持つようになり、定期的に教育委員と会議を行っております。その中で、教育の原点は家庭にあることが取り上げられ、子どもを育む家庭の大切さを改めて考え、さらには、家庭を取り巻く地域全体で子育てを支えることをめざして、11月の第3日曜日を、かいつか家族の日と定め、本年度11月20日になります。家庭と地域の教育力向上に向けた取り組みを進めることになりました。

また、昨年来、委員の皆様にもご意見をいただきました、地方創生の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「若者が住み続けたくなるまち」「子どもを産み育てやすいまち」「賑わいと活気にあふれ、愛着と誇りを感じるまち」をめざして市をあげて行動を起こすことになりました。

一方、水間鉄道利用促進事業も一昨年前から、春に山手地区で、観音そりゃや桜フェスタなどのイベントを開催しておりますが、今年度は、水間寺愛染堂に伝わる恋愛成就のお夏清十郎の伝承を活かしたイベントを企画しようとしております。

これらの動きを踏まえ、市内3つの公民館がそれぞれの地域性や特性を生かし、公民館利用者との連携をはじめ、地域の自治会、福祉団体、学校、事業所

との関わりを広げながら進めてまいりますので、委員の皆様のご理解と助言等応援をよろしくお願い申し上げます。

(自己紹介)

委員 13 名は昨年度と同メンバーだが職員 3 名が人事異動で変わっているので自己紹介。(省略)

1. 委員長、副委員長の選出について

事務局：以上の自己紹介でご承知のとおり、本日の会議は 13 名の委員全員の出席です。

審議会規則では「委員長及び正副委員長の任期は 1 年とし、再任は妨げない」となっております。特にご意見等がなければ昨年同様委員長は萩原委員、副委員長は沼野委員にお願いしたいと思っておりますが皆さんよろしいでしょうか？(賛成の声) 拍手で承認。

事務局：では、委員長は萩原委員、副委員長は沼野委員にお願いいたします。では、会議の進行を委員長にお願いいたします。

2. 前回審議会の会議録について

館長より事前に配布している会議録について意見・質問等の有無を問いかけ。

委員：誤字や間違いということではないのですが私の発言した内容に対して館長と部長から回答をいただきました。ここに書かれている内容は条例改正以前に説明してもらっているものなので間違いはないと思うのですが、最後の方で部長が館長の発言に対して、補足的に言われたことが抜けているのが話の主旨からすると気になります。10 割減免と 3 割負担に対する話で。クラブ活動や地域に出かける団体も 3 割負担していることに関して館長は団体ごとの説明をされたが部長は最後の方で団体ごとではなくて使用目的で変わるという説明をされたかと思えます。

館長：部長は条例規則の中で市の事業・福祉団体・町会等地域で活動される子供会、公益団体ということで大きく団体を定義していますと総括的に話をされたかと思えます。

委員：謝礼ももらわずにボランティアとして地域に月に 2 回も 3 回も出かけるクラブが上演するために練習が必要なのでそういう部分に関してはもっと無料であってもいいのではという話をしたと思えます。これに関してはいろいろな議論がありましたが、部長は部屋を使う利用目的によって減免の考え方が違うというような話をされたかと思えます。

館長：部長不在につき後日確認した上で委員にお伝えするのでその部分は保留でお願いします。

委員長：前回の議事録は保留ということで、その部分を入れて最終全員に文書なりデータなりでお願いします。

3. 今年度の事業方針について

館長より事前に送付した資料から重点項目を説明。

委員長：何か質問や意見はありますか。

委員：今の説明の中で3.地域課題解決のためのネットワークの構築というところがありますがネットワーク構築は公民館三館だけで構築するのではなく福祉関係医療関係を含めてということですがけれども公民館だけではできません。3か月経っているが話し合いがされているのか？どういう組織で何を目的としているのか？どういう情報を収集するのか？抽象的な説明が書かれています。これを読んでいただけでは何をしようとしているのかわかりにくいです。どういうネットワークを構築し、何をしようとしているのか説明してもらいたいです。

館長：まず動きとしてははじめているのは地域課題解決のために既に活動しているグループもあり、そこからの呼びかけもあり具体的には河崎リハビリテーション大学、地域包括支援センター、我々公民館の職員、社会教育の職員が月1回程度会議を開催し、それぞれの立場でそれぞれの目的で地域の課題を発掘して解決していこうということで情報交換しています。公民館で開催しているつるかめ大学も通常100人規模の講座ですので、各地域で待っている高齢者が多くいるよという声も講座生の中からも出て、出前講座もはじめようということで地域へ出かけようという動きにつながっています。

まずはお互いの動きを情報交換して一緒にできることはないかということを探っております。地域の皆さんで取り組むことが話し合われ昨年文化祭で「かかし作り」を行いました。展示場所は馬場のたわわです。地域に眠っている高齢者のみならず子育て中のお母さんや子ども達など広く参加を呼びかけ、日頃公民館に来られていない方たちにも出向いてもらう機会となりました。今年度も引き続き実施しようということで先般も話が出ております。高齢化の中で独居で孤独にされている方も多く実態がわかりにくくなっており古くからある町でも横のつながりが希薄になっている現実の問題があります。地域コミュニティの希薄化が進む中でいろんな団体や機関がいかにつながってゆくかを目指す必要性からネットワークの構築を目標設定しております。

一方で市内では地域コミュニティづくりが関係している部署の担当者が集まっての連絡会があり、そういうものをより発展させながら地域で支え合うために福祉もそうですし社会教育として何ができるのかを考えながらやっています。

委員：館長がおっしゃるのは連携を密にして何かをやっていこうというレベルです。ネットワーク、しかも後ろに構築が付いています。ネットワーク構築というのは一つの目的を持って常設されていて、役員等ははっきりと意識を持った人、会員としての組織も必要です。それが一体化して動いている状態です。ネットワークを構築すると書いた以上は構築していかなければなりません。

高齢者は誰からも呼びかけられていないのではなく、老人クラブ連合会は6千人くらい会員がいると思いますが、各クラブが活発に活動して勧誘も行い努力しています。そういう最大の高齢者の組織と話をされましたか？

館長：先般も情報誌は拝読しましたが組織の場に出て行って話をしていません。今動きのある一部の老人クラブの方とは話をしています。

委員：何も高齢者を対象としてだけが地域課題解決のネットワーク構築ではないですが、福祉なり医療を入れていくなら最大の組織である老人クラブ連合会と密接に話をする。話をするどころかネットワークに入ってもらわなければなりません。

館長：今年度の努力目標として、社会教育全体で地域課題解決のためのネットワーク構築を掲げましたが、現状では、委員からご指摘いただいたように連携を深めるレベルであると思います。地域課題として高齢者問題を捉えるのであれば、老人クラブ連合会や福祉関係機関との定期的な会合のもと、お互いの果たす役割を共有し、連携してできる解決策等を探り、具体的な福祉事業化を図るなど今後の課題と考えております。

委員：それに関連して去年もおとしも毎年説明してもらっていますが、平成28年度努力目標というからには平成28年度末には達成しなければなりません。今回は平成28年度末に達成するための努力目標で地域課題解決のためのネットワーク構築を設定したのであれば具体的に何月にどんなことをやってそれを計画にいつまでに落とせてその落とせた計画に基づいて年度末でどこまでできたかを評価するやり方をやっていかないと、ただ単に公運審でこういう形で説明されたとしても結局ネットワークになった時にどこまでできたのかということ館長の言われたような狭い地域の連携のことで、委員が言われているネットワークの構築というのは市内の一部の狭い地域の問題ではなく市内全域という規模で考えるネットワーク構築ということだと思います。例えば平成28年度にはある地区の部分で重点的に実施し、29年度なり30年度なりのところでこの地域あるいは全市でというような説明をしてもらえらるなら理解できますが、1年間で貝塚市内全部の色々な関係部署を集めてネットワーク構築できるのかということをおっしゃっているかと思うんです。私もそうだと思います。どこまでの部分を今年度やりますという話をもう少し明確に説明してもらわないと年度末に事業評価する時に28年度にどこまでできて29年度にはどこまでするのかということ漠然と説明された内容だと具体的な目標になっていないので議論ができません。

委員長：ネットワーク構築が具体的に何を指しているのかという共通理解ができていません。話し合いの非公式の場が持てたということもネットワークというのであればそれは正解ですが、委員がおっしゃるのはもっとネットワークという限りはきちんとしたもので、常設的に集まったりきちんと組織されたものです。どこまでをネットワークの構築として考えているのか、具体的にどういうことを指しているのかを整理して下さい。

館長：私が一歩進めたと思えるのは今年度から校区福祉委員会に顔を出して、公民館の取り組み状況の報告等交流する機会を作っていますがまだまだ手

探り的な感じがあります。委員がおっしゃったような本来のネットワークの構築にはまだまだ遠い道のりを感じています。どこが主になってやるのか？福祉は福祉でそういうネットワーク的なものを持っていたりしますのでその辺の調整も必要かと思えます。まだまだ具体的なことはお示しできなくて申し訳ないんですがご理解いただきたいのは少しずつ話のある所から進展させていきたいということです。

委員：抽象的な議論で止まる一つの問題はその前です。地域の課題は無数にあります。そのような地域の無数にある課題に対して公民館を中心とした社会教育ネットワークを仮に構築したとしても社会教育のレベルで物事を考えて取り組んでいく中で全てを適切に取り組むことはできません。公民館としてこのネットワークで取り組む課題は何なのか？それをはっきりさせていないので話がおかしくなるのです。広大な理想論を一年で達成しようとするから言われるのです。風呂敷を広げすぎで関係団体の連携を密にするくらいにしておけばよかったのではないのでしょうか。立派なことを書かなくてももう少し地についての取り組みでできることで書いたほうが良いと思えます。

委員：目標だから目指すところだから大きく掲げて達成できなくていいというものなのかも知れませんが、目指す限りはそこに近づく努力なり何か施策なりを作っていかなければならないと思えます。バクツとしたものを書いたとしてもその中で今年はこれをやりたいんです。これをやっていくんですというのが館長の中にあってそういうことを書かれていると納得できますが。次のページではこれに関してはこの講座をやるというふうになっていますがこの部分は目標なので大きく挙げておいてなんとなくそれというのは分かりづらいです。

館長：公民館の主要な取り組みという部分は次のテーマで触れさせていただきたいと思えますのでよろしくお願いたします。

委員長：28年度の目標ということで教育委員会でも出て行ってしまっているんですね。委員がおっしゃるようにこの中で今年の一歩は何か？具体的に示していただいてそれができたのかできなかったのか？できなければ引き続き来年度以降も目標ということで。例えば校区における小さな実例で今年の一つできた。ここまでできた。それを全校区に広げていくとか三公民館でやっていくとか次のステップがあって何年か経つとこの地域課題解決のための社会教育におけるネットワークが何らかの形でできているということだと思います。その方向に向けて一歩ずつ努力していただきたいです。

4. 今年度各館主要な取組 年間講座事業 予算について

三館長より事前に送付した資料から説明。

講座について

委員：はじめてのカクテルづくり講座はノンアルコールという説明ですがアルコールは一切入れずジュースなり牛乳なりで作るのですか？

事務局：味のついたものがたくさんありそこに炭酸を入れたりします。ショットバーの人、そういう業界の役員をされている方に講師に来てもらいます。気持ち的にはアルコールを入れたいですが、公民館という社会教育施設という枠組みですので控えています。

委員：ジョイフルファミリーお父さんと一緒に定期的にお父さんが参加しないといけないことでお父さんがしんどくて参加者が少ないという説明ですが、保育所の送り迎えをしてくれるお父さんもいるしニーズ調査をしてほしいです。

事務局：1つのプログラムとしてお父さんと子供が料理、ホットケーキを作ってお母さんが横でおしゃべりしながらよばれるというのがあります。まだまだできていないですけど。

委員：母親が講座を受けている間に本当なら保育だと思いますが、そこにお父さんが子どもと遊んでお母さんはその間学びとかできたら家族で公民館に来ることができます。

事務局：それが目的で、お母さんがおしゃべりタイムやっている間お父さんが子育てをします。

委員：山手のお化け屋敷はベースとしてどんなことを考えているんですか？大人の参加も前提にしていますか？子どもさんが企画および体験するのですか？

事務局：納涼まつりで保護者も参加されます。実行委員でやるのは子供中心ですが、保護者の参加もOKです。大したことはできないですが、部屋を真っ暗にし、笹やダンボールを持って来て準備します。

委員：中央公民館まつりはどうでしたか？

館長：今年も5月の最後の土日に開催しました。雨の影響で1日目は途中から野外ステージができず、2日目も模擬店を1時間前倒しで終了しました。昨年より少し参加者が減りましたがそれぞれ工夫があって盛り上がった印象です。中央公民館まつりは、クラブ協議会が中心ですが、子育てグループや障害者団体と様々な地域活動団体に加え公民館の講座生などいろんな団体、グループが実行委員会に参画され、約半年かけて企画準備しています。本日は中央公民館まつり副委員長も来てくれています。

委員：熊本地震の義援金として、貝塚高校のボランティア部の生徒と先生が募金箱を持って場内を回ってくれた分とバザーの売り上げを足して計10万円を被災地へ寄付しました。

委員長：地域課題解決のためのネットワークの構築が事業実施のところで実際のくらの団体と関係ができたのか？連携がどう関わったか報告してほしいです。

予算について

委員：予算の表で使用料の三割負担の分は教育使用料に入ってくるのですね。皆さんに払ってもらった使用料は公民館予算に戻ってくるのですよね？

館長：各公民館の施設使用料は、主に各施設の維持管理費に充当される特定財源となっています。今回の改正により、使用料収入が増えることにより公民館の維持管理費に充当していた一般財源の額を削減でき、自主財源の割合が増します。

委員：予算の話とは少し外れますが、部屋の使用料の午後2の時間帯枠で15：30～18：30の時間帯枠にどれくらいの利用があるのか？昼食の時間を考えると気ぜわしく午後1の12：30～15：30の枠で12：30スタートは厳しいです。準備や後片付けが必要なクラブだとさらに厳しく、場合によっては二枠をとっている団体もあると聞きます。午後2の枠の利用が少なければ午後2の枠を料金半額で二区分にできないですか？おしゃべりタイムもなくなったりで今までのクラブ活動にあった大切なものが消えつつあります。小さいことだけれどしわ寄せが来ています。一枠半使えると便利になると思います。

委員：浜手のクラブでは使用料が必要になった以上に時間帯変更の方が問題が大きいと聞くので検討をお願いしたいです。

館長：確かに今まで使っておられた感覚とは違ってくると思います。1時から4時までの時間帯で活動されるクラブは二枠を借りていただいております。浜手公民館の利用者からも新しく来られた方からすると夕方部屋が空いているのに使いたい、午後の枠が優遇されすぎているなどの話がありました。午後1を3時30分までの時間で切ったことで今までクラブ活動で使われていた3時30分以降で市役所内部の会議などに使うことができるようになりました。また高校生くらいの若い方は青少年センターを使うことが多くまだまだ利用は少ないです。賛否さまざまなお見解があります。使用料と時間帯については、昨年度変えたばかりで新しく来られる利用者のこともありますのでもう少し状況をみていただきたいと思います。

委員：今後利用状況も見せていただいて3時30分以降の枠がどのくらいの利用で活発に活動されているのか納得できる資料をみせていただければここから話し合いになると思うのですが。

委員：クラブなり利用する人がどういうふうにいるのかという調査を必ずしないといけないと思います。活動がしんどくなったから辞めるところまででてくると思います。

館長：本日は三館利用者連絡会の代表が来られていますが、三館のクラブ協議会でもその話が出て、各クラブ協議会でその話を聞いていただいたのですが、この時期辞めていかれた要因は有料化より高齢化や役員が大変だとか別の問題が主たる要因でその辺のところから存続できなくなったという報告をうけております。無料から一部負担になったことで全く影響がないとは言えませんが、いかに新しい利用者を招いていくかも課題です。

委員：今日の会議は何時までですか？このまま続けるとしても予定通り2時間以内で終わってほしいです。

委員：中央のクラブの状況としては使用料だけでなく高齢化や役員のなり手の問題などが絡み合って存続が難しいということが起こってきています。

委員：部屋の使用料はみんなが出したお金なので市の一般財源に入れるのではなく公民館で使ってほしいです。市役所の方に入れられると公民館の予算は年々減らされていきます。

館長：公民館に必要な予算は、市役所全体の仕組みの中で、施設使用料という特定財源と一般財源により確保されております。今のところ、維持管理等の効率的な運用により一部予算の縮減する部分もありますが、必要な職員体制と講座等の事業歳出予算は現状維持で確保しており、委員が危惧されるようなことはないと思います。

委員長：有料化の話は毎回出てきますが半年以上経ったわけですからしかるべき影響評価はしてほしいです。他の施設の有料化も伴っての話なので全市民的にされるのか手法は市の判断に委ねますが、何らかの形で影響評価はしてほしいし我々も知りたいです。

委員：部屋の使用の時間区分の変更、時間の切り方は使う方としては提示もなくいきなりだったと思います。本当だったら調査してほしいですし使う方の意見を聞いて吸収してほしいです。

5. 今年度の審議会の進め方について

昨年度と同様に引き続き進めていく。

6. 第 64 回近畿公民館大会和歌山大会

館長：チラシを配布していますが 11 月 10 日と 11 日の 2 日間で初日に全体会、翌日に分科会が開催され、皆さんには 11 日に参加していただければと思います。次回会議の 9 月に出欠をとりたいたと思います。

次回審議会

委員長：時間の都合で先に次回の審議会の予定を決めたいと思います。

次回審議会は 30 分遅らせて 9 月 27 日（火）14 時 30 分から 16 時 30 分までと決定。

館長：昨年もお話がありましたが次回審議会でも都合がつけば講座を開催している現場を見てみたいというご依頼もありましたので、本日お示した講座の中で次回 9 月 27 日に上手く日程が合うかどうか、場合によっては第 3 回の時に見ていただくか、この講座を見てみたいというご希望があれば各館長に伝えていただければ調整検討させていただきたいと思います。

7. その他

委員：有料化及び時間帯の変更による利用者への影響だけでなく、職員の休憩時間への影響についても危惧しています。例えば、12 時に午前の講座が終わ

って12時30分から貸館等の対応があった場合、タイムラグの30分しか休憩時間がとれないことになり、労基法に定められた45分の休憩がとれていない実態があるのではと3月に蕨内館長に進言いたしました。現状では何も変わっていないように見受けられます。

一般的に労働基準法では昼に45分の休憩を与えることが必要とされており、労働基準監督署で確認したところ公務員の場合は地方公務員法で同様の休憩時間の定めがあると聞きました。つまり、貸館時間区分を改定した公民館条例が法律に違反するような内容になっているのではないかと危惧しています。シフト勤務するなりきちんとした対応をとってもらいたいと思います。

また、この実態をこの公運審の委員の皆様にも認識してほしいと思います。館長：まず、委員がご心配いただいた1つ目の職員の休憩時間の確保については、これまでも午前講座等が終了後も、次回の打合せや片づけ等により12時半頃までかかることが常態化しており、その時は12時半頃から食事等の休憩を取っています。

また2つ目に、条例に定めた貸館時間区分により必然的に職員の休憩時間が確保できないのではないのかという点についてですが、開館時間は平日9時から22時の13時間あり、この開館時間のすべての時間帯を常に利用者対応することが公民館のような施設職員には求められており、複数の職員の時差勤務や当直体制により切れ目なく対応しております。

したがって委員ご指摘の条例に定めた貸館時間区分と職員の勤務体制とはリンクせず、労基法による職員の休憩時間は、貸館時間区分に関わらず確保すべきものであり、実際には、一斉に全職員が休憩をとれませんが、状況に合わせて職員が交替してスライドさせて休憩を取っております。よって公民館条例が法律違反になることはありません。

また、職員の休憩取得状況が利用者にもわかるような周知手法について検討してまいります。

委員：今回は1年間経ったので有料化も含めて議論して方向性を見つけられたらと思います。

委員長：調査は無理としても現時点での評価というのをやった方がいいですね。次回の議題に挙げておいて下さい。

少し時間を超過しましたが本日の審議会はこれで終了といたします。

次回審議会 平成28年9月27日（火）14時30分～